

■ 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は財源の負担割合の変更や増大する介護サービス費用をまかなうために算出された介護保険料基準額をもとに、所得に応じて分かれています。

●第4期（21～23年度）保険料額 基準保険料額48,000円（第3期 基準保険料額40,800円）

第3期所得段階	⇒	第4期所得段階	対象者	算定式	保険料(年額)
第1段階	⇒	第1段階	○生活保護受給者 ○町民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.50	24,000円
第2段階	⇒	第2段階	本人が町民税非課税で世帯が 町民税非課税世帯	合計所得金額 + 課税年金収入が 80万円以下	基準額 × 0.60 28,800円
第3段階	⇒	第3段階		第2段階以外	基準額 × 0.75 36,000円
第4段階	⇒	特例 第4段階	本人が町民税非課税で世帯が 町民税課税世帯	合計所得金額 + 課税年金収入が 80万円以下	基準額 × 0.85 40,800円
		第4段階		特例第4段階以外	基準額 × 1.00 48,000円
第5段階	⇒	第5段階	本人が町民税課税	本人の合計所得金額が125万円 未満	基準額 × 1.10 52,800円
		第6段階		本人の合計所得金額が200万円 未満	基準額 × 1.25 60,000円
第6段階	⇒	第7段階		本人の合計所得金額が200万円 以上	基準額 × 1.50 72,000円

※課税年金収入＝老齢年金等の収入（遺族、障害年金等の非課税年金以外）

※老齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた方が受給している年金です。

■ 介護保険料の納め方

○受給する年金が年額18万円以上の方（月額1万5千円以上の方）

特別徴収で納めます。年金の支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

○受給する年金が年額18万円未満の方や年度の途中で65歳になった方など

普通徴収で納めます。役場から送付される納付書または口座振替で個別に納めます。

納付場所 各総合支所、各出張所、納付書に記載された町の指定金融機関等で納めます。

■ 保険料を納めないでいると・・・

介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常は介護給付費の1割ですが、特別な事情もないのに保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

※特別な事情とは、災害などの影響で納付が困難な場合のことをいい、町に申請すれば保険料の減免・徴収の猶予等の措置を受けられる場合があります。

○保険料を1年以上滞納すると・・・『支払方法の変更』

利用者が費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付分（費用の9割）が支払われます。

○保険料を1年6か月以上滞納すると・・・『保険給付の一時差止』

保険給付分（費用の9割）の支払いが一時差止められます。なお、滞納が続く場合には、差し止められた額が保険料にあてられることになります。

○保険料を2年以上滞納すると・・・『給付額の減額措置』

保険料未納期間に応じて、保険給付額が1割から3割に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

◆問い合わせ 介護保険課 介護保険班 ☎0820(77)5503